

ID: 116

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	限度額適用認定証の交付		
例規名 根拠条項	聖籠町老人医療費助成に関する条例施行規則 第8条		
例規番号	昭和58年 規則第3号		
<p>【根拠条文】 (限度額適用認定証の交付申請) 第八条 町長は、条例第六条第一項第二号に規定する高額療養費に相当する額の支給に際し、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第百二十九号)第六十七条の規定の例により、限度額適用の認定を行うものとする。</p> <p>2 受給者は、前項に規定する限度額適用の認定を受けようとするときは、別記第七号様式による県老限度額適用認定申請書に必要な書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、県老限度額適用認定申請書に添えて提出する書類により明らかにすべき事項を公簿等により確認することができるときは、当該書類等を省略することができる。</p> <p>3 町長は、前項の申請に基づき限度額適用の認定を行つたときは、別記第八号様式による県老限度額適用認定証を交付するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	2日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日